

○つくばみらい市教育委員会定例会会議録（令和5年8月）

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 日時 | 令和5年8月30日（水）午前9時30分から |
| 2 | 場所 | 伊奈庁舎 3階大会議室 |
| 3 | 出席委員 | 教育長 町田 幸子
教育長職務代理者 高橋 秀光
委員 久下 伸子
委員 秋田 昌彦
委員 安河内崇代 |
| 4 | 欠席委員 | なし |
| 5 | 出席職員 | 教育部長 鈴木 富夫
学校総務課課長 尾崎 和博
学校総務課課長補佐 海老原 弘
学校総務課課長補佐 松崎 隆
学校給食センター所長 直井 仁志
学校総務課主査 福田 渉
学校総務課主事 大倉 未季
教育指導課課長 櫻井 芳則
教育指導課課長補佐 嶋田 知成
生涯学習課課長 大山 茂
生涯学習課課長補佐 渋谷 正夫
図書館館長 川田 賢司
公民館長 広瀬 実 |
| 6 | 傍聴人 | なし |
| 7 | 審議事項 | 議案第39号 令和6年度つくばみらい市立幼稚園園児募集要項について
議案第40号 つくばみらい市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針の制定について
議案第41号 つくばみらい市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱の制定について
議案第42号 令和5年度つくばみらい市一般会計補正予算（案）について
議案第43号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第44号 つくばみらい市立学校運営協議会規則の制定について
議案第45号 つくばみらい市立学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第46号 つくばみらい市学校運営協議会取扱要綱の制定について
議案第47号 つくばみらい市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について |

- 議案第48号 指定校変更について
- 報告第28号 指定校変更について
- 報告第29号 区域外就学について
- 報告第30号 後援申請について

8 議事

事務局	<p>【令和5年8月教育委員会定例会の開会宣言】</p> <p>只今から令和5年8月教育委員会定例会を開会いたします。 はじめに、教育長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
町田教育長 事務局	<p>【町田教育長あいさつ】</p> <p>配布資料の確認</p>
町田教育長	<p>それでは議事に入ります。進行につきましては教育長お願いします。 最初に、議案第39号「令和6年度つくばみらい市立幼稚園園児募集要項について」説明をお願いします。</p>
事務局 町田教育長 全委員	<p>令和6年度つくばみらい市立幼稚園園児募集要項について説明 質疑を諮る。 質疑なし。</p>
町田教育長 全委員	<p>議案第39号について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 異議なし。</p>
町田教育長	<p>議案第39号について原案のとおり決定します。続きまして、議案第40号「つくばみらい市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針の制定について」及び議案第41号「つくばみらい市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱の制定について」には関連があるため、一括審議としてよろしいでしょうか。</p>
全委員 町田教育長	<p>異議なし。 異議なしのため、議案第40号及び議案第41号については、一括審議といたします。</p>
町田教育長	<p>それでは、議案第40号「つくばみらい市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針の制定について」及び議案第41号「つくばみらい市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱の制定について」説明をお願いします。</p>
事務局	<p>つくばみらい市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針の制定について及びつくばみらい市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱の制定について説明</p>
町田教育長 委員	<p>質疑を諮る。 フロー図、要綱をみると、教育委員会が中心となってハラスメント防止に努めるという内容と思われませんが、学校の管理監督者との連携はどのタイミングでされるのでしょうか。また、要綱に記載のある「公務」は国や地方公共団体が使うものだと思うるので、今回の要綱は教職員に対しての内容のため、「校務」と思われるのですがどうでしょうか。</p>
事務局	<p>学校の連携部分は、これまでも行っていますが、今回のフロー図は、苦情相談の対応フローとなっておりますので、管理監督者との連携の後のフロ</p>

委員	一となっています。
町田教育長	わかりました。
委員	公務については、どうでしょうか。
委員	公務と校務どちらも間違いではないと思いますが、県の方針に基づいて作られたと思われますので、一度確認していただければと思います。
町田教育長	学校の管理監督者の対応について市の指針があれば教えていただきたいです。
委員	学校には既に、防止のためのマニュアルがあります。
町田教育長	職場環境についてのもので、対保護者についてではないということでしょうか。
町田教育長	その通りです。
全委員	このあと、臨時校長会を開き、学校総務課から指針及び要綱について説明させていただきますと考えております。
町田教育長	議案第40号及び議案第41号について、公務の漢字については事務局で確認したうえで決定してよろしいでしょうか。
町田教育長	異議なし。
町田教育長	議案第40号及び議案第41号は確認のうえ決定とします。続きまして、議案第42号「令和5年度つくばみらい市一般会計補正予算（案）について」説明をお願いします。
事務局	・学校総務課所管分について説明
事務局	・教育指導課所管分について説明
事務局	・生涯学習課所管分について説明
町田教育長	質疑を諮る。
全委員	質疑なし。
町田教育長	議案第42号について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
町田教育長	議案第42号について原案のとおり決定します。続きまして、議案第43号「つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。
事務局	つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明。
町田教育長	質疑を諮る。
全委員	質疑なし。
町田教育長	議案第43号について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
町田教育長	議案第43号について原案のとおり決定します。続きまして、議案第44号「つくばみらい市学校運営協議会規則の制定について」説明をお願いします。
事務局	つくばみらい市学校運営協議会規則の制定について説明
町田教育長	質疑を諮る。
委員	規則第5条の（次項に規定する事項を除く。）はどれを指しているのか教えていただきたい。

事務局 委員	次項は第5条の2項を指しています。 2項には最後に、意見を述べるができるとありますが、かっこ書きにある「除く」が、文章の中でどの部分を除くのか紛らわしくなってしまうてると思います。
委員	かっこ書きに、個人的な意見を除くと具体的に明記した方が分かりやすいと思います。
委員	規則を見た人が、わかるようにした方が良いと思います。
事務局 町田教育長	第5条の文言に関して、改めて総務課の法制係に確認させていただきます。それでは、議案第44号について、第5条の文言は事務局で確認したうえで決定してよろしいでしょうか。
全委員 町田教育長	異議なし。 議案第44号は確認のうえ決定とします。続きまして、議案第45号「つくばみらい市立学校管理規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。
事務局 町田教育長	つくばみらい市立学校管理規則の一部を改正する規則について説明 質疑を諮る。
全委員	質疑なし。
町田教育長	議案第45号について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
町田教育長	議案第45号について原案のとおり決定します。続きまして、議案第46号「つくばみらい市学校運営協議会取扱要綱の制定について」説明をお願いします。
事務局 町田教育長	つくばみらい市学校運営協議会取扱要綱の制定について説明 質疑を諮る。
全委員	質疑なし。
町田教育長	議案第46号について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
町田教育長	議案第46号について原案のとおり決定します。続きまして、議案第47号「つくばみらい市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」説明をお願いします。
事務局 町田教育長	つくばみらい市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について説明 質疑を諮る。
委員	地域学校協働活動推進員とは学校運営協議会の中でどのような役割を果たす方々ですか。コーディネーターの様な役割を果たす方なのでしょうか。
事務局	地域学校協働活動推進員はコーディネーターの事を指しています。学校と地域を繋いでいくことが主な役割となっております。
委員	教員が地域学校協働活動推進員になる可能性はないということですか。
事務局	ございませんし、想定もしておりません。
町田教育長	議案第47号について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
町田教育長	議案第47号について原案のとおり決定します。続きまして、議案第48号「指定校変更について」報告第28号「指定校変更について」報告第2

	<p>9号「区域外就学について」ですが、個人情報等が含まれるため「秘密会」での進行としてよろしいでしょうか。</p>
全委員	異議なし。
町田教育長	傍聴人がいないためそのまま進めます。
	それでは、議案第48号「指定校変更について」説明をお願いします。
	以下、非公開。
町田教育長	続きまして、報告第28号「指定校変更について」説明をお願いします。
	以下、非公開。
町田教育長	続きまして、報告第29号「区域外就学について」説明をお願いします。
	以下、非公開。
町田教育長	以上で秘密会は終了しました。
	続きまして、報告第30号「後援申請について」説明をお願いします。
事務局	後援申請について説明
町田教育長	質疑を諮る。
全委員	異議なし。
町田教育長	報告第30号について報告案件ですのでご了承願います。
	本日の議案につきましては以上となります。その他につきましては事務局
	でお願いします。
	【次回の委員会の日程について調整】
事務局	それでは、次回の教育委員会定例会については、令和5年10月2日（月）
	午前10時30分に開催いたします。会議通知につきましては、開催日が
	近づきましたら事務局から通知を送付させていただきます。
	以上をもちまして令和5年8月教育委員会定例会を閉会します。

上記決議を明確にするため、本議事録を作成する。

令和5年8月30日

教 育 長 町 田 幸 子

教育長職務代理者 高 橋 秀 光